

＜り災証明について＞

- ・ この証明書は、災害救助の一環として、応急的な救済を目的に、町長が確認できる程度の被害について証明をするものです。
 - ※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 「り災程度」は、「住家」を対象として判断します。
 - ※ 住家に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構部分はこの証明の対象となりません。
- ・ 集合住宅等の場合、1棟全体で判断しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・ 「り災程度」は、家屋を屋根、壁、構造体等、部位別に表面に現れた被害を観察して判断します。
 - ※ 表面に現れない被害(例:地中の杭の折損や壁、構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- ・ り災証明に伴う被害状況調査は、応急危険度判定(以前建築士が建物の危険度を判定するために行ったもの)とは異なる調査であり、判定も異なります。

この証明書は、原則として1世帯に1枚の発行となりますので、大切に保管してください。

【自己判定方式での交付を希望する場合】

被害の程度が「一部損壊(10%未満)」であることに同意します。

- ※ 実地調査は行いませんので、被害状況を示す写真等を添付してください。
- ※ 再調査の申請はできません。